

銀行保証使用の許可申請

銀行保証使用可能の場合

その1 奨励認可され、奨励証書が発行されていない場合は、認可通知に対し奨励受理の回答をした場合のみ銀行保証使用を許可する。

その2 奨励証書が発行されており、機械リストの作成がまだ未完成、または修正中、もしくは機械輸入に関して他の問題が生じた場合である。

銀行保証使用

3つの場合に分けられる。

1. 奨励が認可されていない場合

- 銀行保証の使用を許可しない。

2. 奨励認可され、奨励受理の回答をした場合

- 機械の輸入関税支払いに代わり銀行保証の使用を許可する。

(輸入関税のみ)

3. 奨励証書受領後の場合

- 機械の輸入関税および付加価値税支払いに代わり銀行保証の使用を許可する。

銀行保証使用の許可申請の手続き

1. eMT Online システムに記入するため、銀行保証使用の許可申請の必要情報を用意する（申請案件はインボイス別にする）

1.1 適格請求書(Invoice)は以下の情報を有すること。

- 適格請求書の番号 (Invoice No)
- 適格請求書の日付(Invoice Date)
- 機械名称/メーカー/スペック/数/単位
- 輸入価格/通貨
- インボイスにおける順番、輸入申告書における順番

1.2 中古機械 (Used Machine) の場合は機械の性能保証書を用意する必要がある。関連情報を <http://www.ifa-federation.org/> よりご参照。

2. eMT Online 上で申請案件を提出し、システムが認可番号 (19桁の nr (Nor Ror) 番号、例えば、 $\text{nr}0907\text{M}561000000001$) を発行し、電子データ (XML) を共に関税局に送る。

3. 税関の通関手続用の輸入申告書を作成するために、海運代理会社 (Shipping) に認可番号を送る。

銀行保証使用の許可申請

